

# 総務文教常任委員会報告

## 閉会中の委員会調査

平成20年8月18日

1. 平成20年度町税の課税状況についての調査

7月末現在の収納状況は、町税全体で前年同期より0・5%落ちているが、国保税を加えた総合計では前年と同じである。予算計上額との対比は、個人町民税では総所得が下がったことから97%程度、町税全体では99・9%であり、予算計上額は確保できる見込みである。

2. 平成20年度小中学校の運営計画についての調査

「知、徳、体の取れた児童生徒の育成」、「児童生徒の資質能力を十分に働かせ、個性を伸ばす」、「保護者地域との連携による信頼される学校」を運営理念の下、教育目標を「意欲的に学び、心豊かな、明るく健康な児童生徒の育成」と定め、「学力の向上」、「豊かな心の育成」、「いじめ、不登校に対

応する指導の充実」、「体力の向上」を取り組み目標として各小学校間の連携、交流を進めるとし、今年度の重点目標を「基礎学力の向上」、「道徳教育の推進」、「開かれた学校づくりの推進」としている。

## 開会中の委員会審査

平成20年9月11日

●議案第44号

南魚沼地域土地開発公社の定款の変更について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

関係法律の施行に伴い、公有地拡大の推進に関する法律の一部が改正され、監事の職務が定められ、キャッシュフロー計算書の作成が義務付けられたことによる定款の変更である。

●議案第45号

湯沢町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

認可団体の代表者の選任規定の根拠が、民法から地方自治法に移行したことによる改正である。

●議案第47号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

地方自治法の一部改正が9月1日に施行されたことによる、関係4条例の改正である。

「湯沢町特別職の職員で非常勤のもの

の報酬及び費用弁償に関する条例」を改正する条例、「湯沢町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、「湯沢町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」、「湯沢町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例」

●請願第7号

郵政3事業が一体化のサービスとして運営されるべく必要な措置を講じること

■審査の結果

「賛成全員で採択すべきものと決定」

郵政、預金、保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供されるよう、国に法的な見直しを求める意見書を提出して欲しいという浅貝、二居町内会長からの請願である。

◎主な質疑

Q：地域で現在具体的な不便が生じているか。

A：今は出ていないが、将来的には不便が生じることとなる。地域郵便局の存続が必要である。

●陳情第9号

「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政制度を政府等に求める意見書」の採択を求める陳情

■審査の結果

「賛成全員で採択すべきものと決定」

被害情報の集約体制を強化し、苦情相談が適切に処理できる法制度の整備と地方消費者行政の体制強化のための財政措置を国に求める陳情である。

◎主な意見

南魚沼市には消費生活センターがあり、成果を上げている。湯沢にも窓口が必要である。

●陳情第10号

子供達が学費を心配せず私立高校で学べるようにするために、公費(私学助成)の増額、拡充を求める意見書の採択に関する陳情

■審査の結果

「賛成全員で採択すべきものと決定」

私立高校が公教育に果たしている役割を理解し、私の格差是正に努力することを求める意見書を国及び県に提出することを求める陳情である。